

松井克浩の Twitter 2021 年 10 月(抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【9 月 30 日】

[今月の Twitter 2021 年 9 月\(抜粋\)](#)



【10 月 1 日】

[社会福祉法人における継続事業の前提に関する注記](#) | 大阪の企業会計の主治医
継続事業の前提に関する注記について不記載や説明不足をすることは、理事長や経理担当理事の責任が問われます。

特定非営利活動法人(NPO 法人)は不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動します。

NPO 法人を設立した時の”社会貢献に対する思い”を忘れ部に頑張っている方がいらっしゃいます。その頑張りを応援します。

【10 月 2 日】

「人の弱みは、見て見ぬふりをしよう」

[脱「おひとりさま」](#)

【10 月 3 日】

「幸福を追っても満足はない。満足を得られない人生を教えられると、それを教えられることに満足させられる。」

【10 月 4 日】

分野別にさまざまな FAQ を用意しています。

例えば【[相続時精算課税と暦年課税](#)】

「相続時精算課税を選択して贈与税の計算をしている者が、特定贈与者から 100 万円の現金贈与を受けたが、…」



【10 月 5 日】

[男女平等 後進国日本](#)

【10月6日】

相続税申告で税務署が注目する主な項目や財産

- ・相続開始前3年以内の暦年贈与や相続時精算課税による贈与
- ・外国金融機関にある預金等の国外資産
- ・預金や株式等での名義資産
- ・非課税枠を超える死亡保険金
- ・小規模宅地特例の条件適合
- ・被相続人の預貯金口座から死亡前に多額の出金

【10月7日】

驚きました。今朝の通勤電車内での出来事です。

いつも、音漏れでノリに乗ってゲームをしている高校生が問題集を解いて勉強していました。雰囲気が変わっています。

宿題なのか。受験に目覚めたのか。

制服から進学校であることはわかっていたのですが。

明日以降どうなるのか、見守ります。

【10月8日】

[気候工学と温暖化対策](#)

【10月9日】

「体には栄養が必要。心にも愛情という栄養が必要」

【10月10日】

「これからの時代、信用は個人で作っていくものである」



【10月12日】

[過去の赤字の補てん、他会計振替の可否は、公益法人会計における課題](#) | 大阪の企業会計の主治医

赤字と黒字の時間的前後関係は、収支相償を考える際の永遠のテーマです。

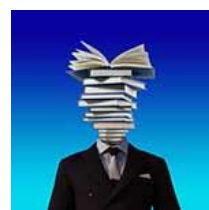
【10月13日】

100歳以上の高齢者が過去最多の8.6万人。うち女性は7.6万人と9割弱を占めます。最高齢は女性が118歳、男性は111歳。100歳以上の高齢者数は20年前には2万人ほど、40年前には0.2万人ほどでした。驚くほどの急増。

タキミカさんのマネはできないけれど、元気に年齢を重ねたい。

【10月14日】

[損益通算や雑損控除をこう変えたい！](#)



【10月15日】

[会社再建時に悩ましい「評価損益の計上」と「欠損金の期限切れ」問題](#) | 大阪の企業会計の主治医

期限切れ欠損金を含めた欠損金を損金算入できる制度が準備されています。

ヤングケアラー。親の介護をしたり、病気の親に代わって祖父母や兄弟姉妹の介護をしたりする18歳未満の子供のことです。悩みを相談する相手がいない場合が多いことが問題。介護対象者の病状や周囲の大人との関係次第では本人の負担が重くなり、学校生活や進学、将来に影響します。

【10月16日】

「有数無類」

→〈意〉人は教育によって善にも悪にもなるのであって、人間の種類に善悪があるわけではない。

【10月17日】

「成果の出ない時間を無駄と考えるはいけない」

【10月18日】

相続税で申告漏れのあった財産の内訳

33. 1%・・・現預金

14. 3%・・・土地・家屋

10. 8%・・・有価証券

41. 8%・・・貸付金、預け金、その他産

名義預金はあいかわらず多そうです。

【10月19日】

FAQ【株式等譲渡所得】

[『配当所得と上場株式等に係る譲渡損失との損益通算』](#)

【10月20日】

[社会福祉充実残額算定の考え方 丸わかり！](#) | 大阪の企業会計の主治医
社会福祉充実残額をどのように算定すればよいのか考え方をシュミレート
します。



【10月21日】

[消費税をこう変えたい！](#)

【10月22日】

[NPO法人の収益事業は法人税の課税対象か？](#) | 大阪の企業会計の主治医
「法人税法上の収益事業」と「特定非営利活動促進法(NPO法)における
その他の事業(収益事業)」との関係を明らかにします。



【10月23日】

「人には盛大に感謝しろ」

【10月24日】

「親だからといって押しつけてはならない」

【10月25日】

[美術館館長とのつれづれなる談義【2021年秋】](#)

【10月28日】

日本では2030年に644万人の労働者不足。そのため高齢者雇用安定法は従業員が65歳になるまでの雇用確保を義務付けています。さらに70歳までの就業機会確保も努力義務に。現実には再雇用者は給料も下がるし権限も小さくなります。シニアの働く意欲の維持が課題。